

令和7年度安芸市役所農林課公用車リース 入札実施要綱

1. 業務の内容

安芸市役所公用車リース

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 件名 | 令和7年度安芸市役所農林課公用車リース |
| (2) リース物品 | 軽自動車（貨物） |
| (3) 数量 | 1台 |
| (4) リース契約の仕様等 | 別紙仕様書による |
| (5) 納入場所 | 安芸市土居82番地1 安芸市役所 |
| (6) 納入期限 | 令和8年3月31日（火） |

3. 入札参加申込書提出の場所、日時

日 時： 令和8年1月16日（金）午前9時から令和8年1月23日（金）正午まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所農林課

入札参加資格の確認は申込書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格がないと認められる事業者については、FAXで通知する。この通知のない事業者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

入札参加資格がないと認めた場合の通知：令和8年1月23日（金）午後5時までに通知する

4. 期間入札の日時、場所

日 時： 令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年1月29日（木）正午まで

※休日及び平日の昼休みを除く

場 所： 安芸市役所農林課

5. 最低制限価格

設定しない。

6. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込日までに、安芸市の令和7年度入札参加資格登録がされていること。
- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 本業務の履行能力があること。

7. 入札注意事項

(1) 入札参加申込みの段階で、車両仕様書の適合に係る事前審査を行う。

入札を行うリース車両、装備、付属品の内容が確認できる書類（カタログの該当ページの写し等）を添付すること。なお、書類には該当箇所に印を付け、申込書同封のうえ提出すること。(2) リース契約に係る諸条件は、別紙仕様書のとおりとする。

(3) リース満了後の車両については、契約時に予め設定した残存価格で買い取るものとする。

(4) 所有権移転の手続きは市で行うものとし、リース契約業者において必要書類を市に提出すること。なお、所有権移転に伴い発生する費用（リサイクル預託金等）は市が負担する。

8. 仕様書等に対する質問と回答

仕様書等に対する質問がある場合には、質問事項書により令和8年1月22日（木）午後5時までに、安芸市役所農林課へ提出すること。

質問に対する回答は、安芸市ホームページへ令和8年1月23日（金）午後5時までに掲載する。

9. 入札方法

(1) 入札は一般競争入札による。

(2) 入札書は所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に、入札業務名、宛名及び入札者名を持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

10. 入札保証金

免除

11. 契約保証金

免除

12. 入札書の記載

(1) 入札書記載の業務名の確認

(2) 入札日の日付、住所、氏名を記入

(3) 捺印する。

(4) 入札金額を記入

- ・入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を含む総額を記載すること。

- ・入札金額はリース料総額と残存価格の合計額とし、内訳として月額リース料、リース料総額および残存価格（いずれも税込）を記載すること。

- ・金額の頭に¥マークを記入すること。

- ・金額の訂正はしないこと。

13. 開札（日時）

令和8年1月29日（木）午後1時30分

安芸市役所2階 第1会議室

※立会い希望者は、定時までに入室すること。

14. 無効入札

安芸市契約事務規則第20条各号に該当する入札は無効とする。

15. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、市の定めた予定価格以内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、後日日時を指定し、当該入札者の出席を求めて、くじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随契の協議を行うことができる。

16. 契約の締結

- (1) 落札者決定後、すみやかに契約を締結する。
- (2) 落札者はすみやかに入札金額内訳書を提出することとし、内訳書には車両本体価格（付属品含む）、リース料総額、リース料月額、残存価格を記載すること。
- (3) 落札者は契約締結後、リース料の支払スケジュールを記した書類を提出すること。

17. その他

本要綱に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、安芸市財産規則、同契約事務規則、同会計事務規則の定めるところにより処理する。

■問合せ先

安芸市農林課林業振興係(担当:寺岡)
〒784-8501
安芸市土居82番地1
TEL 0887-35-1016
FAX 0887-35-4445
E-mail:norin02@city.aki.lg.jp